# 竹富町観光案内人条例改正(案)の主なポイント

### 1 第1条(目的)関係

・現行の竹富町観光案内人条例(以下、「現行条例」という。)において条例目的として規定されている「自然環境資源の持続可能性をもった適正な利活用」「それを通じた永続的な地域振興」に加え、「観光旅行者等の生命及び身体の保護」を新たに条例目的として位置付け。

## 2 第5条 (観光案内人の責務) 関係

・現行条例において、施行規則の規定を根拠として関係法令遵守義務規定の対象に含むこととしていた西表島エコツーリズム推進全体構想について、関係法令と並列で明示することにより、 全体構想が遵守義務規定の対象に含まれることを条例において明確化。

## 3 第9条(免許)関係

- ・第1項において、本条例における免許対象範囲をより明確化。
- ・現行条例において、規定上必ずしも書き分けがなされていな<u>い記載事項と添付書類の別、事業者</u> と個々の観光ガイドの別等について、書き分けを実施。
- ・竹富町行政手続条例の規定を踏まえ、審査基準及び標準処理期間に関する規定を整備。

### 4 第17条(観光案内人の遵守事項)及び第18条(観光ガイドの遵守事項)関係

・第9条において免許対象者を明確化したことを踏まえ、<u>遵守事項についても観光案内人と観光</u>ガイドの別を明確化。

## 5 第21条(登録引率ガイドの選任)関係

- ・第5項において、審査基準を規定。町長がエコツーリズム推進法の規定を踏まえて定める「<u>西表</u> <u>島エコツーリズム推進全体構想「特定自然観光資源」の立入承認の運用に係る指針</u>(以下、「運 用指針」という。)」<u>との連携を図る</u>ことを念頭に、規定を整備。
- ・具体的には、<u>第5項第1号及び第2号については運用指針における「Aクラス引率ガイド」を基準適合とし、同項第3号については運用指針における「Bクラス引率ガイド」を基準適合とすることを</u>想定。
- ・施行規則において、より具体的な審査基準として規定していくことを想定。

# 6 第 40 条 (過料) 関係

- ・地方自治法第14条第2項の規定を根拠として定めることができる、5万円以下の過料に関する 規定を整備。
- ・条例上<u>手続義務を課している事項に関する違反については5万円以下</u>の過料、条例上<u>遵守義務</u>を課している事項に関する違反については2万円以下の過料として整備。